EDINET提出書類 ドイツ銀行ロンドン支店(E09106) 変更報告書(特例対象株券等)

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の26第2項

【氏名又は名称】 ドイツ証券株式会社

代表取締役社長 本間 民夫

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

山王パークタワー

 【報告義務発生日】
 平成30年11月15日

 【提出日】
 平成30年11月22日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株券等の保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

- :			
	発行者の名称	株式会社 エヌ・ピー・シー	
	証券コード	6255	
	上場・店頭の別	上場	
	上場金融商品取引所	東京(マザーズ)	

第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (株式会社)			
氏名又は名称	ドイツ銀行 ロンドン支店 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft, London)			
住所又は本店所在地	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK			
旧氏名又は名称				
旧住所又は本店所在地				

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和27年9月27日	
代表者氏名	クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)	
代表者役職	最高経営責任者(CEO)	
事業内容	銀行業	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス統括部 渡辺 和枝
電話番号	03-5156-4792

(2)【保有目的】

証券業務及びその付随業務としての貸借取引等のディーリング業務等(発行会社の事業活動を支配する目的又は重要提案行為 等を行う目的は有さない)

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

法第27条の23	法第27条の23	法第27条の23
第3項本文	第3項第1号	第3項第2号

					发史報古書 (特	別別家体分き
株券又は投資証券等(株・口)		481,677				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A			-	Н	
新株予約権付社債券(株)	В			-	1	
対象有価証券カバードワラント	С				J	
株券預託証券						
株券関連預託証券	D				К	
株券信託受益証券						
株券関連信託受益証券	E				L	
対象有価証券償還社債	F				М	
他社株等転換株券	G				N	
合計(株・口)	0	481,677	Р		Q	
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	•				
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S					0
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т					481,677
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U					0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年11月15日現在)	V 22,052,426
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	2.18
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.36

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券等の消費貸借により関係会社(ドイツ証券株式会社) から 22,200株の借入、機関投資家 から101,277株の借入

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)		
氏名又は名称	ドイツ証券株式会社		
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー		
旧氏名又は名称			

旧住所又は本店所在地				
------------	--	--	--	--

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成17年12月31日
代表者氏名	本間 民夫
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	証券業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス統括部 渡辺 和枝
電話番号	03-5156-4792

(2)【保有目的】

証券業務及びその付随業務としての貸借取引等のディーリング業務等(発行会社の事業活動を支配する目的又は重要提案行為 等を行う目的は有さない)

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	22,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 22,200	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S 22,200
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т 0
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U 0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年11月15日現在)	V	22,052,426
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.01

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券等の消費貸借により機関投資家 から 20,000株の借入、関係会社(ドイツ銀行ロンドン支店) に 22,200株の貸出

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】
- (1)ドイツ銀行 ロンドン支店 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft, London)
- (2)ドイツ証券株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	503,877		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L

対象有価証券償還社債	F			М
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	0	503,877	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			22,200
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т			481,677
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			0

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年11月15日現在)	V 22,052,426
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	2.18
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.37

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
ドイツ銀行 ロンドン支店 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft, London)	481,677	2.18
ドイツ証券株式会社	0	0.00
合計	481,677	2.18